

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（案）【案】 新旧対照表

【修正後】	【修正前】 ※第5回専門部会	修正理由
<p>第3 計画期間</p> <p>「たばこ対策推進計画」の計画期間（平成30年度（2018年度）～令和<u>5</u>年度（<u>2023</u>年度））に合わせ、令和<u>6</u>年（<u>2024</u>年）3月31日までとします。</p>	<p>第3 計画期間</p> <p>「たばこ対策推進計画」の計画期間（平成30年度（2018年度）～令和<u>4</u>年度（<u>2022</u>年度））に合わせ、令和<u>5</u>年（<u>2023</u>年）3月31日までとします。</p>	「健康日本21(第2次)」の計画期間延長(1年延長)に伴う変更
<p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的な施策</p> <p>2 学習機会の確保</p> <p>「妊婦等への知識の普及」</p> <p>市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間（3月1日～8日）やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレットを配布するなど、妊婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。</p> <p>また、市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる<u>健康への害を無くす</u>ため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響等の情報を提供する。</p>	<p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的な施策</p> <p>2 学習機会の確保</p> <p>「妊婦等への知識の普及」</p> <p>市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間（3月1日～8日）やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレットを配布するなど、妊婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。</p> <p>また、市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる<u>健康被害を無くす</u>ため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響等の情報を提供する。</p>	第5回専門部会の意見を踏まえた修正
<p>第10 数値目標</p> <p>※各目標値（9項目）の目標年次 <u>R5</u></p>	<p>第10 数値目標</p> <p>※各目標値（9項目）の目標年次 <u>R4</u></p>	「健康日本21(第2次)」の計画期間延長(1年延長)に伴う変更